

国民健康保険・後期高齢者医療制度に関するお知らせ

◆現在お持ちの保険証は7月31日に有効期限が満了になります

「資格情報のお知らせ(医療機関でマイナ保険証が利用できないときに使用)」または「資格確認書(保険証に代わる書類として使用)」を、右の表のとおり送付します。どちらも7月末までに届く予定です。

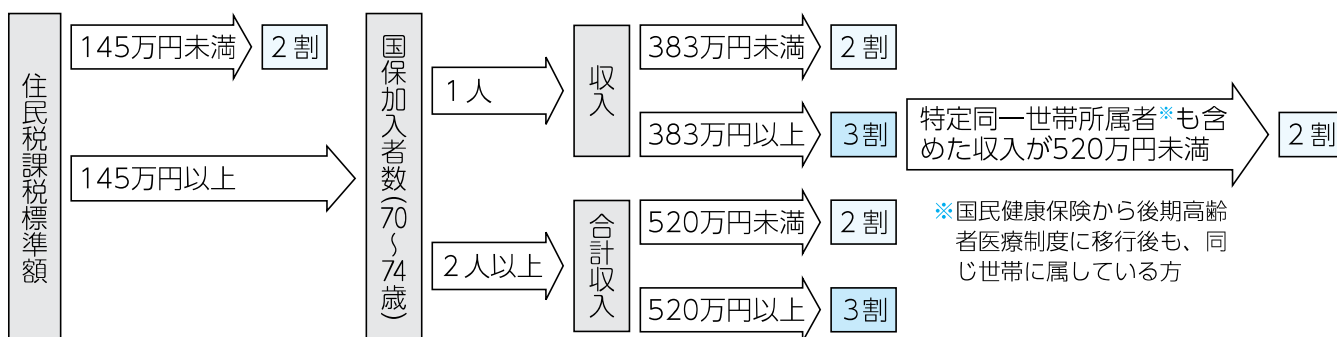
マイナ保険証	登録済	未登録
国民健康保険	資格情報のお知らせ	資格確認書
後期高齢者医療	資格確認書	

国民健康保険に加入されている方へ

☎国保年金課国保賦課係(☎内線2296)

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合について

対象の方には、資格情報のお知らせ、資格確認書を送付します。自己負担の割合は、そちらに記載されていますので、ご確認ください。



※未申告の収入があった場合または修正申告により収入が変わった場合は、負担割合に影響することがあります。

国民健康保険税について

※令和7年度の納税通知書は7月中旬に送付します。

◆令和7年度の国民健康保険税の内訳と計算方法

区分		【ア】所得割(所得に対して)	【イ】均等割(1人あたり)	課税限度額
国保税	①医療分 医療費給付などにあてるもの	7.11%	3万7000円	66万円
	②支援分 後期高齢者医療制度を支援するもの	2.90%	1万5000円	26万円
	③介護分 介護保険料(40歳以上65歳未満の方のみ)	2.38%	1万8000円	17万円

$$\begin{array}{l}
 \text{①医療分} \\
 \text{基礎控除後の総所得金額等} \\
 \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{②支援分} \\
 \text{基礎控除後の総所得金額等} \\
 \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{③介護分} \\
 \text{基礎控除後の総所得金額等} \\
 \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数}
 \end{array}
 = \text{国民健康保険税額}$$

◆国民健康保険税の軽減・減免

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

市・県民税の申告などに基づき、世帯の所得が一定額以下の場合には保険税が軽減されます。ただし、所得がなかった方も、申告をしないと軽減の適用を受けられませんので、必ず申告をしてください。

国民健康保険税と医療費の一部負担金の減免

原子力発電所事故にともなう避難指示により転入された方、災害によって資産に重大な損害を受けた方、失業・病気などで所得が著しく減少した方は、保険税や医療費の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

本市独自の負担軽減措置

子育て世帯の負担軽減のため、令和4年度から国で制度化された未就学児の均等割5割軽減に加えて、市の基金の活用により、7歳から18歳までの均等割についても、5割減免します。

◆後期高齢者医療制度の経過措置

令和6年12月2日から、マイナンバーカードを健康保険証として利用することが原則となりましたが、経過措置により、マイナ保険証の登録がお済みの方にも、資格確認書が発行されます。

◆資格確認書の利用開始は8月1日からです

有効期限が過ぎた保険証は、自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所に返却してください。

後期高齢者医療制度に加入されている方へ

☎国保年金課医療福祉係 ☎内線2406

窓口での自己負担割合について

自己負担の割合は、1割（一般）、2割（一定以上の所得のある方）、3割（現役並み所得者）です。8月1日（金）からの自己負担割合は、新しい資格確認書に記載されていますのでご確認ください。

新資格確認書（セピア色）…有効期間8月1日（金）から

現保険証（えんじ色）、現資格確認書（緑色）…有効期間7月31日（木）まで

後期高齢者医療保険料について

◆保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合わせた金額です。1年間の保険料上限額は、80万円です。

均等割額
4万7500円

+

所得割額

（基礎控除後の総所得金額等）
×9.66%

◆保険料の軽減判定基準と割合

①均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が一定以下の場合、軽減が適用されます。

被保険者と世帯主の総所得金額など	軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7割
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+「30万5千円×世帯の被保険者数」以下	5割
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+「56万円×世帯の被保険者数」以下	2割

②被扶養者だった方に対する軽減

後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者だった方は、加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）

※①と②を比べて、軽減割合の高い方が優先されます。

◆保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料を納めることができない方は、減免の措置を受けられる場合があります。減免について、詳しくはお問い合わせください。

給付について

後期高齢者医療制度では、さまざまな場面で給付を受けることができます。

医師の指示でコルセットなどの補装具を作った

審査後に、支払った費用の一部の払い戻しが受けられます

医療費が高額になった

1か月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額までの支払いになります

被保険者が亡くなった

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方に葬祭費5万円が支給されます